平成２９年（フ）第５３０号
広島市安佐北区可部南５丁目７番34号
債務者　冨士原由美子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６０号
広島市中区東白島町19番81―407号
債務者　南里　由美
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０４号
宮崎市高岡町内山2407－３　辰元病院グループホームたちばな、住民票上の住所宮崎市北権現町76番地６　プロムナード・エス・ティ201号
債務者　馬﨑　鐵男
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６６号
北海道小樽市勝納町13番1204号　勝納住宅１号棟、前住所北海道小樽市花園３丁目７番402号　プレジール花園402号室
債務者　本間　　昇
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第７５号
福島県伊達郡国見町大字森山字沼頭16番地３
債務者　大津　由紀
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第３６号
山梨県富士吉田市下吉田986番地の14　グランパルク201
債務者　小澤　哲也
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
山梨県大月市富浜町鳥沢1868番地１
債務者　山田　信夫
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第６７７号
京都市下京区大宮通丹波口下ル大宮３丁目18番地　かつらぎ平安ガスセンタービル３階　ＮＰＯ法人京都マック内、住民票上の住所京都市中京区壬生下溝町15番地の22
債務者　野原　真一
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６２号
島根県雲南市三刀屋町根波別所1043番地、前住所大阪府大阪市西区本田３丁目１番２―201号
債務者　飯塚　光咲
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６６号
松江市八束町江島680番地４　サンコーポラス江島Ⅱ504号室、前住所松江市西川津町67番地
債務者　藤原　侑祐
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１４号
徳島県徳島市南内町１丁目12番地
債務者　竃土　泰明
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３５号
徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前80番地１
債務者　櫻間　裕人
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７９号
宮崎県東臼杵郡門川町平城東19番６号
債務者　水永真菜美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第４６号
岩手県北上市村崎野19地割286番地17ステップアップＡ201、旧住所岩手県花巻市西宮野目第３地割503番地３
債務者　吉田　正司
1　決定年月日時　平成29年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１５０号
石川県かほく市白尾ハ55―13　ラックルミエール202号室、住民票上の住所石川県かほく市白尾ナ101番地10
債務者　森　　久彦
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５１号
石川県かほく市白尾ハ55―13　ラックルミエール202号室、住民票上の住所石川県かほく市白尾ナ101番地10
債務者　森　二三代
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
金沢地方裁判所民事部